

不正競争防止法等の一部を改正する法律案について

資料2 - 3

グローバルな競争が激化する中で、企業が中期的にその競争力を維持していくためには、企業がそれぞれに持つ強みを維持・強化し、供給・開発・販売力等において他社の追従を許さないことが鍵となり、我が国の知的財産保護を強化することが不可欠。

営業秘密の侵害行為や模倣品・海賊版によるブランド価値等の侵害行為に対する措置を拡充し、適正な競争環境を維持するとともに、知的財産に係る裁判外紛争解決手続における弁理士の役割の整備等を行うために、不正競争防止法等を改正する。

営業秘密の保護強化

営業秘密の国外使用・開示処罰の導入

日本国内で管理されている営業秘密について、日本国外で使用又は開示した者を処罰の対象とする。
営業秘密が関係する民事訴訟における裁判所の秘密保持命令に日本国外で違反した者を処罰の対象とする。

退職者の処罰の導入

元役員・元従業員による媒体取得・複製を伴わない営業秘密の不正使用・開示について、在職中に申し込みや請託があるようなケースを処罰の対象とする。

法人処罰の導入

営業秘密にアクセスする権限がない者が行った営業秘密侵害罪の犯人の属する法人について、法人処罰（1億5,000万円以下の罰金）を導入する。

罰則の見直し

不正競争防止法違反の罪について、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金から、原則として、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に引き上げるとともに、懲役刑と罰金刑の併科規定を導入する。

模倣品・海賊版対策

著名表示の冒用行為への刑事罰の導入

他人の著名なブランド名などを勝手に自己の商品・サービスに付して販売等する行為を刑事罰の対象とする。

商品形態模倣行為への刑事罰の導入

他人の商品の形態と実質的に同一の形態のコピー商品を販売等する行為を刑事罰の対象とする。

水際措置の導入（関税定率法）

上記の著名表示冒用物品、商品形態模倣物品及び他人の周知な表示を冒用し、需要者に混同を生じさせる物品を税関での水際差止措置の対象に加える。

なお、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を判断できるよう、経済産業大臣への意見照会制度を導入する。

関連法の規定の整備

特許法、著作権法等：上記の営業秘密に係る裁判所の秘密保持命令についての処罰強化等に伴い、同様の規定を整備。
弁理士法：上記の刑事罰導入に伴う弁理士の欠格事由の追加、裁判外紛争解決手続における弁理士の代理権の整備。